

障害児通所支援の給付決定の現状と課題について

【現状】

- 障害児通所支援の給付決定は、市町村が、障害児の「障害の種類及び程度その他の心身の状態」等の9つの勘案事項（次ページ参照）及び障害児支援利用計画（サービス等利用計画）案を勘案し、給付の要否、支給量（月の利用日数の上限）及び有効期間について決定することとしている。
- これらの勘案事項は、障害児又はその保護者への聴き取りにより行われることを基本とし、本人からだけでは十分な聴き取りが困難である場合、本人の状態をよく知っている者（家族や事業所の職員）からの聴き取り等を行うこととしている。
- 障害の種類及び程度の把握に当たり、障害者であれば障害支援区分認定が行われるところ、障害児については、発達途上にあり時間の経過とともに障害の状態が変化すること、乳幼児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないことから、5領域11項目の調査を行ってきた。
- サービス等利用計画案の作成は、障害児相談支援事業が身近にない場合や保護者の希望により、障害児相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案（以下「セルフプラン」という。）の提出も可能としている。
- 給付決定は、サービスの利用の可否と支給量を定めるが、利用する事業所の選択は給付決定を受けた障害児及び保護者が行う（必要に応じて障害児相談支援事業所の助言を受ける）こととしており、現状、児童発達支援や放課後等デイサービスにおいて提供される支援内容は様々なものがあるところ、障害児に必要な発達支援と、利用する発達支援のコーディネートが十分にされない場合もあり得る。
- 居宅訪問型児童発達支援の利用については、その必要性を判断する上で、セルフプランではなく、障害児相談支援事業所がサービス等利用計画案を作成することとしている。

給付決定において勘案すべき事項(障害児通所給付費等の通所給付決定等について (平成24年3月30日障発0330第14号)(抜粋))

< 第三 通所給付決定の際勘案すべき事項その他の基本事項 >

① 障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態

当該障害児の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の状況又は疾病名のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。

なお、「その他の心身の状態」を勘案する場合とは、通所による支援よりも入所による支援や医療機関への入院が適当である場合等を想定している。このような場合に当たるのではないかと考えられるときは、市町村は、申請者の同意を得て当該障害児の主治医等の医療機関に問い合わせるほか、申請書に健康診断書の添付を求めることにより確認を行うこととなる。

② 障害児の介護を行う者の状況

保護者の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、入所による支援が適当か、通所による支援が適当か等を判断することを想定している。

なお、当該事項は、保護者がいる場合に障害児通所給付費等の支給を行わないという趣旨ではない。

③ 障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況

④ 障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況

⑤ 障害児に関する介護給付費等の受給の状況

⑥ 障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

市町村は、申請されたサービス以外のサービスの利用状況を踏まえ、通所給付決定により当該障害児が全体としてどのようなサービスを受けながら生活することになるのかを把握した上で、通所給付決定を行う。

また、支給の要否や支給量については、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の観点から地域における保育所等の一般施策での受入体制等も踏まえた上で、通所給付決定を行う。

⑦ 障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容

障害児の保護者が受けようとするサービスの内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して、通所による支援が適当か判断することを想定している。

⑧ 障害児の置かれている環境

障害児通所支援を利用するにあたって、当該障害児が住んでいる住宅の立地や交通手段の状況を勘案すること等が想定されている。

⑨ 障害児通所支援の提供体制の整備の状況

障害児通所給付費等の通所給付決定を行うにあたっては、実際に当該障害児が当該障害児通所支援を利用できる見込みがあることが必要であることから、本事項を勘案することとする。利用の見込みは、障害児の保護者からの利用予定事業者を聴き取るほか、障害児の保護者からの求めに応じ、あつせん・調整、要請を行うなどにより判断することとなる。

給付決定において勘案すべき事項(障害児通所給付費等の通所給付決定等について
(平成24年3月30日障発0330第14号)(抜粋))
 < 別表 5領域11項目の調査の調査項目 >

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害 および精神症状	・ほぼ毎日(週5日以上)の支援や配慮等が必要 ・週に1回以上の支援や配慮等が必要	調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。 調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。 (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。 (2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動(多飲水や過飲水を含む。) (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。 (7) 学習障害のため、読み書きが困難

○ 平成27年度には、放課後等デイサービスについて、単なる居場所となっている事例等があるとの指摘を踏まえ、給付決定に当たって以下の留意事項を示している。

＜障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について(平成28年3月7日障害保健福祉部長通知)＞

- ① 障害児通所支援は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うものである。給付決定にあたっては、障害児本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点から、支給の要否及び必要な支給量について適切に判断し、決定すること。
- ② 主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること。支給量は、原則として、各月の日数から8日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を上限とすること。ただし、障害児の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用することができるものとするが、その場合には給付決定前にその支援の必要性(支援の内容とそれに要する時間等)について申請者、事業所等に十分確認した上で、必要な日数を決定すること。
- ③ 障害児についても、保育所、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等の一般施策を利用(併行利用を含む。)する機会が確保されるよう、例えば保育所等訪問支援の活用など、適切な配慮及び環境整備に努めること。

○ 財務省の令和3年度予算執行調査(令和3年6月29日公表)では、

- ・ 放課後等デイサービスの決定支給量が23日である利用者が4割超となっていること(※1)
- ・ 市町村毎の平均決定支給量について、市町村別に大きなバラツキがあること(※2)

が指摘されている。

(※1) 決定支給量別の利用者の分布

・ 児童発達支援 (n : 延べ95,394人)	5日 : 20.3%	10日 : 15.9%	15日 : 8.8%	20日 : 3.0%	23日 : 26.6%	25日 : 3.0%
・ 放課後等デイサービス (n : 延べ193,379人)	5日 : 6.3%	10日 : 9.0%	15日 : 9.4%	20日 : 6.0%	<u>23日 : 42.7%</u>	25日 : 5.4%

(※2) 平均決定支給量別の市町村の分布 (n : 471箇所)

・ 児童発達支援	5日以下 : 3.8%	5日超10日以下 : 26.1%	10日超15日以下 : 33.3%	15日超20日以下 : 24.8%	20日超 : 11.9%
・ 放課後等デイサービス	5日以下 : 0.4%	5日超10日以下 : 2.3%	10日超15日以下 : 16.4%	15日超20日以下 : 43.5%	20日超 : 37.4%

○ 令和元年度障害者総合福祉推進事業「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究」では、放課後等デイサービスの給付決定に当たっての基準の作成状況を把握したところ、明文化した基準を作成した自治体は37%であった(ただし、どのような基準を設けているかは明らかではなく、障害児の状態等に応じて支給量を定めているとは限らない)。

【論点】

- 給付決定に当たり、5領域11項目の調査で把握できることは、介助の有無や行動障害及び精神症状の頻度のみであり、障害児にどのような発達支援が必要かの判定が十分とは言えないところ、障害児に必要とされる発達支援の内容等について把握していくことについてどう考えるか。また、どのような支援を受けることが適当かを判断していく上で、どのようなことを把握していくことが、適当と考えられるか。
- 第4回までの議論のとおり児童発達支援及び放課後等デイサービスの支援内容等について整理を行った上で、いわゆる「特定プログラム特化型」の支援のような専門的な支援について、居宅訪問型児童発達支援のように、児童発達支援センターや障害児相談支援事業所が必要かを判断することについて、どう考えるか。また、児童発達支援センターや障害児相談支援事業所が地域に無い場合、その必要性等をどのように判断することが考えられるか。
- 障害児の発達支援の必要性や、その量の判断についてのバラツキを解消するために、どのような方策が考えられるか。
- 上記の論点については、以下の調査研究の結果も踏まえて検討を深めていくべきではないか。
 - ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究(令和3年度障害者総合福祉推進事業)
児童発達支援・放課後等デイサービスに現在用いられている加算の該当を判定する5領域11項目等の指標について、障害児に対する介助度等が判定要素のため、子どもの出来ない点に着目せざるを得ないという指摘もあるため、乳幼児期・学童期にそれぞれに適しかつ発達支援の必要要素を総合的に判定できる指標、また、自治体で判定する際において理解しやすく、バラツキの少ない指標の作成が必要であることから、新たな指標案について作成する。
 - ・ 地方自治体における支給決定事務に関する実態調査(令和3年度障害者総合福祉推進事業)
放課後等デイサービスの給付決定について、自治体間の支給量のバラツキが生じていることなどを踏まえ、勘案事項がどのように勘案されているかや、どのような事項が給付決定に特に影響しているのか等について調査・分析を行う。